所得税の確定申告、町・県民税（住民税）の申告相談を行います

予約・問合せ＝税務課　課税係　☎76-5131

〈今年度から完全予約制となります〉※８頁参照

■相談期間　２月16日㈪～３月16日㈪【土日・祝日を除く】

■会　　場　防災倉庫　会議室（役場庁舎北側）

申告に必要なもの

①マイナンバーおよび本人確認書類
「マイナンバーカード」または「通知カード＋運転免許証などの本人確認書類」

②申告者本人の口座番号控
所得税の還付が生じる場合は、申告者本人の口座に振り込みますので、金融機関名・支店名・口座番号などの控えをお持ちください。
（ゆうちょ銀行を希望されるかたは、通帳をお持ちください。）
また、所得税を納めるかたが新たに口座振替を希望する場合は、申告者の口座番号などのほか、金融機関届出印が必要です。

③「確定申告のお知らせ」のハガキ（税務署から届いたかたのみ）

④所得計算の基礎となる書類

給与または年金所得者
▼源泉徴収票

事業（営業・農業）所得者
▼収支内訳書（必ず事前に作成し、お持ちください。）

不動産所得者
▼収支内訳書または収入金額・必要経費などが分かる書類

一時所得、雑所得などがあるかた
▼計算明細書や支払調書

⑤領収書・控除証明書
▼国民健康保険税
▼介護保険料
▼後期高齢者医療保険料
▼国民年金保険料
▼生命保険料
▼地震保険料（旧長期損害保険料分も含みます。）

⑥住宅借入金等特別控除を受けるかた
▼給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書
▼住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書
※初めて控除を受けるかたは、本庄税務署で確定申告を行う必要があります。

⑦医療費控除を受けるかた
▼医療保険者から送付される「医療費のお知らせ」（医療費のお知らせに載っていない医療費は、医療費控除の明細書を作成し、お持ちください。）

⑧セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を受けるかた
▼セルフメディケーション税制の明細書
▼健康の維持増進や疾病予防への取組を行ったことを明らかにする書類（特定健康診査・予防接種・がん検診などの領収書または結果通知）

⑨寄附金控除を受けるかた
▼寄附金（ふるさと納税、義援金など）の受領証明書
※ワンストップ特例制度を利用したかたでも、申告をする際には必要です。

確定申告はマイナンバーカードを使ってe-Taxで

e-Taxを利用すると税務署や役場に出向くことなく、スマートフォンを使用し自宅で申告できます。
詳しくは国税庁のホームページをご覧ください。

国税庁ホームページ
QRコード

あなたの申告は、町・県民税（住民税）の申告？それとも所得税の確定申告？

※フローチャートは一般的な例です。

スタート！
令和８年１月１日に美里町に住んでいましたか？
- いいえ → 令和８年１月１日現在、住んでいた市区町村へ確認してください。
- はい ↓

令和７年中に収入がありましたか？
- いいえ → あなたは誰かの扶養になっていますか？
  - はい ↓
  - いいえ → 確定申告と町・県民税（住民税）の申告は必要ありません。
- はい ↓

あなたは、給与所得者で年末調整は済んでいますか？
- いいえ → e-Taxによる電子申告または本庄税務署もしくは美里町申告会場で所得税の確定申告が必要です。
- はい ↓

勤務先から美里町へ、給与支払報告書が提出されていますか？
- はい ↓

給与の他に所得がありましたか？
- いいえ → 確定申告と町・県民税（住民税）の申告は必要ありません。
- はい ↓

給与収入以外の所得は20万円を超えていますか？
- いいえ → 美里町申告会場で町・県民税（住民税）の申告が必要です。
- はい → e-Taxによる電子申告または本庄税務署もしくは美里町申告会場で所得税の確定申告が必要です。

次のいずれかに該当しますか？
①国民健康保険に加入している
②介護保険に加入している
③国民年金に加入している
④後期高齢者医療保険に加入している
⑤所得証明などが必要である
- いいえ → 確定申告と町・県民税（住民税）の申告は必要ありません。
- はい → 美里町申告会場で町・県民税（住民税）の申告が必要です。

次の申告については、美里町の相談会場では受付できません。本庄税務署で申告をお願いします。

①青色申告（収支内訳書記入の相談を含む）
②株式などの配当に関する申告
③譲渡所得申告（土地や建物、株式を売ったかた）
④損失の申告
⑤先物取引に関する申告
⑥初めて住宅借入金等特別控除（所得税）を受けようとするかた
⑦雑損控除の申告
⑧災害減免
⑨亡くなられたかたの申告
⑩令和６年分以前の確定申告
⑪外国人または外国にお住まいのかたを扶養控除対象者とする申告